



# 島根県報

平成19年 3月30日 (金)

号外 第 46 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	( 税 務 課 )	1
特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	( " )	5
島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則	( " )	6
島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則	( " )	6

### 公布された条例等のあらまし

- 島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第38号)
- 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第39号)
- 島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第40号)
- 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第41号)
- 1 規則の概要
- (1) 地方税法及び島根県県税条例の一部改正に伴う規定及び様式の整備
- (2) 地方自治法の一部改正に伴う規定及び様式の整備
- (3) その他規定及び様式の整備
- 2 施行期日
- 平成19年 4月 1日から施行することとした。

## 規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第38号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則 (昭和51年島根県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「吏員」を「職員」に改める。

第 5 条第 1 項中「から第 3 号まで」を削る。

第10条から第12条までの規定、第15条及び第17条第 2 項中「知事又は」を削る。

第22条第 1 項中「知事」を「所長 (島根運輸支局の所在地を管轄する県民センターの長に限る。以下この条及び第24条から第27条までにおいて同じ。)」に改め、同条第 2 項中「知事」を「所長」に改め、同条第 3 項中「知事」を「所長」に改め、「とともに島根県報に告示する」を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 知事は、第1項に規定する収納計器取扱人の指定があったときは、島根県報に告示する。

第24条第1項並びに第25条第1項及び第4項中「知事」を「所長」に改める。

第26条の見出し中「知事の」を削り、同条中「知事」を「所長」に改める。

第27条第1項中「知事」を「所長」に改め、同条第2項中「第22条第3項」を「第22条第4項」に改める。

第30条中「知事又は」を削る。

第76条の2中「結核予防法（昭和26年法律第96号）」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第1項又は第3項」に改める。

第77条第2項及び第3項中「知事又は」を削り、同条第6項中「、第6号又は第7号」を「又は第6号」に改める。

第80条の2イを次のように改める。

イ 減免を受けようとする者が所有する一般乗合用のバスの総台数

$$\times \frac{\text{前年度における当該一般乗合用のバスの補助金の交付対象となった路線に係る年間走行キロ数}}{\text{前年度における当該一般乗合用のバスの全路線の年間走行キロ数}}$$

第80条の3を削る。

第87条並びに第88条第1項、第2項及び第4項中「知事」を「所長」に改める。

第90条の2の見出し中「許可路線」を「生活交通路線」に、「一般貸切用」を「一般乗合用」に改め、同条中「一般貸切用」を「一般乗合用」に、「第80条の3」を「第80条の2」に、「同条第1号に掲げる路線」を「同条に規定する補助金の交付対象に係るバス路線」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「島根県事務吏員」を「島根県職員」に改める。

第7号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第9号の2様式表面中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、同様式裏面中「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第10号様式表面中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、同様式裏面中「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第10号の2様式表面中「島根県知事」を「県民センター所長」に改め、同様式裏面中

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に異議申立てをすることができます。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを、經由して提出してください。」

「異議申立てに」を「審査請求に」に、「決定」を「裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改める。

第11号様式、第12号様式その2及び第13号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第14号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第16号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第17号様式その1からその3までの様式中「 郵便局」を「」に改める。

第18号様式中「島根県（県民センター）」を「県民センター」に改める。

第19号様式その1を削り、第19号様式その2を第19号様式とする。

第20号様式その1及びその2の裏面中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第26号様式中「島根県知事」を「県民センター所長」に改める。

第27号様式その 1 及びその 2 の裏面中「助産師業、」を削り、「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第27号様式その 3 からその 8 までの裏面中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第28号様式その 1 表面中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、同様式裏面中「（異議申立て）」及び「（決定）」を削り、「、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合」を「、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）」に、「当該公定歩合」を「当該基準割引率」に、「公定歩合が」を「基準割引率が」に、「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合）」を「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における基準割引率）」に、

$$\begin{aligned} & \text{「} \\ & 7.3\% + \left( 0.73\% \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{事業年度又は連結事業年度終了の日後 2 か月を} \\ \text{経過する日における公定歩合} \end{array} \right) - 5.5\%}{0.25\%} \right) \text{」を} \\ & \text{」} \\ & \text{「} \\ & 7.3\% + \left( 0.73\% \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{事業年度又は連結事業年度終了の日後 2 か月を} \\ \text{経過する日における基準割引率} \end{array} \right) - 5.5\%}{0.25\%} \right) \text{」に改める。} \\ & \text{」} \end{aligned}$$

第28号様式その 2 裏面中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第29号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第29号の 2 様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第29号の 3 様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第29号の 4 様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第32号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第33号様式、第34号様式、第35号の 2 様式、第36号様式及び第38号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第39号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第41号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第42号様式から第44号様式までの様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第45号様式及び第46号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第47号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第48号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第49号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第50号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第51号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第52号様式及び第54号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第55号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第56号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第57号様式及び第58号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第59号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第60号様式及び第61号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第62号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第63号様式から第65号様式までの様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第66号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第67号様式その1中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第67号様式その2中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に、「県（センター）」を「センター」に改める。

第68号様式その1及びその2中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第69号様式及び第71号様式その1中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第79号様式中「郵便局」を「」に改める。

第89号様式その1裏面中「については年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合）」を「については年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。））」に、「当該公定歩合」を「当該基準割引率」に、「公定歩合が」を「基準割引率が」に、「年7.3パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合）」を「年7.3パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における基準割引率）」に、

$$\left[ 7.3\% + \left( 0.73\% \times \frac{\left( \text{事業年度又は連結事業年度終了の日後2か月を経過する日における公定歩合} \right) - 5.5\%}{0.25\%} \right) \right]$$

$$\left[ 7.3\% + \left( 0.73\% \times \frac{\left( \text{事業年度又は連結事業年度終了の日後2か月を経過する日における基準割引率} \right) - 5.5\%}{0.25\%} \right) \right]$$

第89号様式その2裏面中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第90号様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第90号の3様式から第90号の5様式までの様式中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第91号様式及び第93号の3様式から第93号の5様式までの様式中「島根県知事（県民センター所長）」を「県民センター所長」に改める。

第104号様式裏面及び第122号様式裏面中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第160号様式及び第161号様式中「島根県知事」を「県民センター所長」に改める。  
(県民センター所長)

第162号の2様式中「島根県知事」を「県民センター所長」に改める。

第174号様式及び第175号様式中「島根県知事様」を「県民センター所長 様」に改める。

第177号様式中「島根県知事様」を「県民センター所長 様」に、

「

1	ガ	ソ	リ	ン
2	軽		油	

」を「

1	ガ	ソ	リ	ン
2	軽		油	
3	そ	の	他	

」に改める。

第178号様式から第180号様式までの様式中「島根県知事様」を「県民センター所長 様」に改める。

第181号様式表面中「島根県知事 氏 名」を「県民センター所長」に、

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に異議申立てをすることができます。」

「この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを に、経由して提出してください。」

「異議申立てに」を「審査請求に」に、「決定」を「裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に改め、同様式裏面中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第201号様式その1及びその2中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第203号様式中「島根県事務職員」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)附則第3条の規定により道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の許可を受けたとみなされるものに係る平成19年度分の自動車税に係る第80条の2イの規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第39号

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則(平成15年島根県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法人の県民税及び不動産取得税にあっては」及び「、自動車取得税にあっては知事に」を削る。

第1号様式記載事項1の(2)中「写し」の次に「及び損益計算書の写し」を加える。

第3号様式中「島根県知事」を「県民センター所長」に改める。

第4号様式から第6号様式までの様式中「島根県知事(県民センター所長)」を「県民センター所長」に改め、「(異議申立て)」及び「(決定)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

---

島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第40号

島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県核燃料税条例施行規則(平成16年島根県規則第97号)の一部を次のように改正する。

第2号様式裏面中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県核燃料税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

---

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第41号

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則(平成16年島根県規則第101号)の一部を次のように改正する。

第17号様式裏面中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に

残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

